

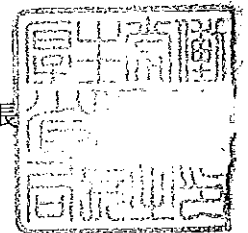


保発第0930003号  
平成20年9月30日

地方厚生（支）局長  
地方社会保険事務局長  
都道府県知事

殿

厚生労働省保険局長



日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に  
関する政令等の施行について

日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成20年政令第307号。以下「改正政令」という。）が平成20年9月24日に、また、日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成20年厚生労働省令第150号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、いずれも平成20年10月1日から施行されるところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨及び主な内容

平成20年10月以降に予定されている社会保険庁の再編成に伴う事務の移管により、保険医療機関等に対する指導、監査等の事務については、平成20年10月1日以降、地方厚生（支）局が実施することとしていることを踏まえ、厚生労働大臣から地方社会保険事務局長に委任されている保険医療機関等に対する指導、監査等に関する権限を地方厚生（支）局長に移管する等の改正を行うものである。

## 第2 改正の具体的内容

- 1 健康保険法施行令、船員保険法施行令、国民健康保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正（改正政令第1条、第2条、第4条及び第7条関係）

現在、厚生労働大臣から地方社会保険事務局長に委任している権限のうち、保険医療機関等の指導及び監査並びに保険医療機関等の指定等に関するものに係る委任を終了すること。

- 2 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

- (1) 指定訪問看護事業者の指定関係（第74条、第76条及び第78条関係）

指定訪問看護事業者の指定の申請又は指定訪問看護事業者の事業の廃止、休止若しくは再開の届出に係る関係書類の提出先を地方厚生（支）局長とすること。

また、提出の際、事業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局の分室がある場合には、当該分室を経由して提出するものとする。

- (2) 厚生労働大臣から地方厚生（支）局長への権限の委任関係（第159条関係）

保険医療機関等の指導及び監査、保険医療機関等の指定等に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任すること。また、地方厚生（支）局長に委任することに伴い、施行規則に定められている検査証の様式について、所要の改正を行うこと。

- 3 船員保険法施行規則、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正（改正省令第2条、第8条及び第9条関係）

保険医療機関等の指導及び監査等に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任すること。また、地方厚生（支）局長に委任することに伴い、各施行規則に定められている検査証の様式について、所要の改正を行うこと。

- 4 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正（改正政令第3条及び改正省令第5条関係）

- (1) 保険医療機関等の指定に関する公示、保険医名簿等の管理、登録票の交付、保険医等の登録に関する公示に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任すること。

- (2) 指定に関する地方厚生（支）局長の管轄を病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生（支）局長とすること。

- (3) 登録に関する地方厚生（支）局長の管轄を、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師については当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生（支）局長、健康保険法第69条に規定する診療所又は薬局の開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師については当該診療所又は薬局の所在地を管轄

する地方厚生（支）局長、その他の医師若しくは歯科医師又は薬剤師についてはその者の住所地を管轄する地方厚生（支）局長とすること。

- (4) 保険医等が従事する保険医療機関等又はその者の住所地に関して、都道府県に変更があったときには、速やかに、管轄の地方厚生（支）局長に届け出るものとする。
- (5) 指定の申請等の手続について、手続を行う者に関係する施設等の所在地を管轄する地方厚生（支）局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

5 社会保険診療報酬支払基金法施行令及び社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部改正（改正政令第5条及び改正省令第3条関係）

現在、厚生労働大臣から地方社会保険事務局長に委任している社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）の従たる事務所の行う業務の監督に関する権限について、地方社会保険事務局長への委任を終了し、地方厚生（支）局長に委任すること。また、地方厚生（支）局長に委任することに伴い、施行規則に定められている検査証の様式について、所要の改正を行うこと。

なお、基金の従たる事務所の行う業務の監督に関する具体的な事務取扱いについては、追って通知すること。

6 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正（改正省令第4条関係）

指定訪問看護事業者又は指定医療機関に関する診療内容又は診療報酬請求の著しい不正又は不当の事実を発見したときの通報先を、その所在する区域を管轄する地方社会保険事務局長から地方厚生（支）局長に変更すること。

7 社会保険医療協議会令の一部改正（改正政令第6条関係）

日本年金機構法（平成19年法律第109号）附則第27条による改正後の社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）において、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）の設置を地方社会保険事務局から地方厚生（支）局に変更したこと及び地方協議会に臨時委員を置くことができることとしたことに伴い、所要の改正を行うこと。

なお、地方協議会の運営に関する具体的な事務取扱いについては、追って通知すること。

8 保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正（改正省令第6条関係）

保険医療機関が実施する厚生労働大臣が定める療養の給付の担当に関する事項の定期的な報告について、報告先を地方社会保険事務局長から地方厚生（支）局長に改めることとする。また、報告の際、保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局の分室がある場合には、当該分室を経由して報告するものとする。

9 健康保険法施行規則等の一部改正に伴う経過措置（改正省令附則第2条関係）

改正省令の施行前に地方社会保険事務局長が行った保険医療機関の指導及び監査並びに保険医療機関等の指定等に関する処分等については、施行後は、施行後の関係法令に基づき、地方厚生（支）局長が行ったものとみなすものとする。また、改正省令の施行前に地方社会保険事務局長に対してされている保険医療機関等の指定等に関する申請等は、施行後は、施行後の関係法令に基づき、地方厚生（支）局長に対してされたものとみなすものとする。